

参加規約

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「当機構」といいます。）は、当機構が運営する「海外販促クリエイティブ支援事業」（以下、「本事業」といいます。）にご参加いただくために、以下のとおり参加規約（以下、「本規約」といいます。）を定めています。

本事業への参加に際しては、本規約に同意いただく必要があります。

また、本事業の実施に当たっては、当機構が委託又は指定する事業者等により構成される「運営事務局」を設置します。

基本事項

1. 本規約は、本事業に参加される全ての法人及び個人（以下、「参加事業者」といいます。）と当機構及び本事業の運営事務局との一切の関係について適用されます。
2. 参加事業者は、本事業に応募した時点において、本規約及び本事業の応募要項（以下、「応募要項」といいます。）の内容を遵守することを承諾したものとみなします。
3. 当機構は、本規約を参加事業者への事前の通知なく随時変更・改正することができるものとします。
4. 本規約の変更・改正については、当機構のウェブサイトへの掲示、電子メールによる通知、応募要項への掲載その他当機構が適当と認める方法により周知するものとします。
5. 変更・改正後の参加規約の掲示後に参加事業者が本事業に参加した場合には、改正後の本規約に同意したものとみなします。
6. 当機構の裁量により、本事業の全部又は一部を参加事業者への事前の通知なく変更する場合があります。当機構及び本事業の運営事務局は、本事業の変更を、公式サイト上に掲示する等、当機構が適当と認める方法により告知するものとします。
7. 本規約に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、当機構がその対応を決定するものとします。
8. 参加事業者は、本事業に関するアンケートに回答するものとします。

本事業の内容

本事業は、海外展開を目指す中小企業に対し、対象とする国（フランス又はタイ）に適合するクリエイティブ（海外向けPR動画とグラフィック）の制作及びその制作物の検証（WEB）を行い、その結果をフィードバックすることで市場適合化を支援するものです。

対象事業者

本事業の対象事業者は以下の通りとなります。

- ・自社商品（自社ブランドとして自社又は委託先企業で製造したもの）を有する事業者
- ・輸出を目指す企業又は輸出初期段階の企業

※一部企業様は、展示会等のリアルな場を活用したリアル検証を実施します。

参加条件

以下のすべての条件を満たす事業者が対象となります。

- ・国内に事業所を有する中小・小規模事業者であること

※中小・小規模事業者の定義は、以下をご参照ください。

https://www.smrj.go.jp/org/policy/sme_definition/

- ・本事業の参加規約に同意いただけること

・独立行政法人中小企業基盤整備機構「反社会的勢力対応規程」に定める反社会的勢力に該当しないこと

※詳細は以下をご参照ください。

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html#05>

対象商品

1. 本事業の対象商品は以下の通りとなります。

食品（加工食品・健康食品・飲料・酒類）（※1）・雑貨・生活雑貨・玩具・文具・食器・服飾品・伝統工芸品・化粧品（※2）

対象商品数：1 アイテムのみ

※アイテムとは、商品紹介クリエイティブ（動画・画像・コピー）を作成することができる単位でまとまっているものを指します。（サイズ違いやフレーバー違いなどの複数 SKU を含めることも可能です。）

※1 食品（加工食品・健康食品・飲料・酒類）は下記規定を満たした商品の場合出品可能です。

- ・常温（15 度～25 度程度）保存可能な商品
- ・環境依存（温度によって形が変わる等）しない商品
- ・密封/密閉されている商品（封緘シール等の貼付を推奨）
- ・商品発送時点での残賞味期限が 6 か月以上かつ賞味期限を開示できる商品
- ・対象国・地域の輸出入規制等に適合する商品

※2 化粧品は、対象国・地域における販売、展示、テスト販売又は制作物の検証（WEB）に必要な許認可、登録、届出その他必要な手続きに対応しているものに限りします。

※3 対象国・地域の輸出入規制その他関係法令に適合するものに限りします。

2. 以下の商品は対象とはなりません。なお、出品する商品が以下の商品に該当しないことについては、参加事業者の責任において各自確認し、保証するものとします。

- ・食品(生鮮食品・冷凍食品等)
- ・医薬品、医療機器
- ・家電製品
- ・動植物、土壌

- ・効果等に具体的な根拠のない商品
- ・公序良俗に反する商品
- ・不正な手段で取得した商品
- ・著作権や商標権など他人の権利を侵害する商品
- ・日本含め各国の法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・参加事業者が製造又は企画・開発に関与していない単なる仕入販売商品
- ・国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品（仕向け国の輸出入規制に反した商品）
- ・その他、当機構及び本事業の運営事務局が不適切と判断した商品

※対象国・地域での販売、展示、テスト販売又は制作物の検証（WEB）に際し、関連する国際法、現地法令、規制、ガイドライン等への抵触の有無については、参加事業者の責任において各自確認してください。

参加の申し込み、審査等

1. 本事業に参加を希望する事業者は、本規約、応募要項に同意の上、当機構が応募要項において定める手続きに従って参加の申し込みを行うものとします。
2. 当機構は、申込内容に基づき審査を実施します。審査の結果については、当機構より申し込みの際に提示された電子メールアドレスにご連絡いたします。なお、選考結果に関するお問い合わせにはお答えいたしかねますので、何卒ご了承ください。
3. 本事業への参加を申し込まれた事業者は、申し込み後に当機構から追加の書類や情報、申込内容に関する確認等を求められた場合には、当機構が指定する期日までに提出又は回答しなければなりません。
4. 申込内容に虚偽があった場合、当機構は、審査通過後であっても当該事業者の本事業への参加の取り消しを含めた当機構が必要かつ適切と判断する措置を当機構の裁量により取ることができることとします。その措置により当該事業者に損害が生じたとしても当機構及び本事業の運営事務局は一切の責任を負いません。
5. 当機構及び本事業の運営事務局が指定する応募期間内のみ、本事業への参加申し込みを有効とします。指定された期間を過ぎての応募は、一切受け付けないものとします。

費用負担

本事業の参加に係る基本的な費用は無償とします。ただし、以下については参加事業者の負担となる場合があります。

費用	対象企業	内容
無料	全参加企業	・クリエイティブ制作に関わる費用一式 （戦略設計、デザイン費、動画・グラフィック等制作費、制作物の検証、個社別フィードバックに係る基本的な支援費用等）

負担あり	全参加企業	・ 撮影用商品の準備および撮影場所の整備に係る費用
	リアル検証実施企業（選抜企業30社）	・ 展示、試食・試飲、試用、試着等を使用する商品の提供費用（提供いただいた商品は返却いたしません） ・ リアル検証への参加に伴う費用 ・ 海外へ輸送する場合の国内指定倉庫までの商品輸送費、海外輸送時に付保する保険料等 ・ 各種法令・規約への対応および認証取得に係る費用

※募集要項および参加規約に定めのない事項が生じた場合は、機構と協議の上、対応および費用負担を決定。

禁止事項等

1. 参加事業者が、以下に掲げる行為を行うことを禁止します。
 - (1) 本規約、応募要項、当機構が定めるプライバシーポリシー及び公式サイト利用規約に違反する行為
 - (2) 法令、これに準ずるガイドライン、国際条約、準則等、判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為、及び違法な行為を勧誘又は助長する行為
 - (3) 本事業の運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為、又はネットワーク・システムを妨害する行為
 - (4) 当機構及び本事業の運営事務局又は他人の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、知的財産権（著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権及びノウハウ等が含まれますがこれに限定されません。）、その他の権利を侵害する又はそのおそれのある行為
 - (5) 故意又は過失に関わらず虚偽の申し込み、企業及び商品の情報公開、届出等に際して、虚偽の説明や画像等を申請する行為、その他不正行為
 - (6) 本事業を通じて取得した情報（メールアドレス、住所等）に対して、本事業の目的以外で使用する行為
 - (7) 本事業の信用を損なう行為又はそのおそれがある行為
 - (8) 本事業の趣旨に反する行為
 - (9) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為、一般常識に反する行為
 - (10) その他当機構が不適切と判断した行為
 - (11) 前各号に準ずる行為
2. 参加事業者が前項各号に掲げる禁止事項を行った場合、当該禁止事項を行った参加事業者が、当該禁止事項により損害を受けた参加事業者および一般消費者その他の者に対する損害賠償責任を含む、一切の責任を負うこととします。万一、参加事業者が前項に掲げる禁止事項を行ったことにより、当機構及び本事業の運営事務局が損害を被った場合は、禁止事項を行った参加事業者は当該損害（弁護士費用を含む）を賠償するも

のとします。

3. 参加事業者が第1項各号に掲げる禁止行為を行った場合、当機構は、当該禁止行為を行った参加事業者の本事業への参加の取り消しを含めた当機構が必要かつ適切と判断する措置を当機構の裁量により講ずることができることとします。その措置により当該事業者に損害が生じたとしても当機構及び本事業の運営事務局は一切の責任を負いません。
4. 参加事業者が第三者の権利を侵害したと主張され、当該第三者又は当該第三者から許諾を受けた者との間で紛争が生じた場合は、当該参加事業者の責任と費用で解決するものとします。万一、当機構及び本事業の運営事務局が当該紛争に関連して損害を被った場合は、当該参加事業者は当機構に当該損害を賠償する責任を負うものとします。当機構は、参加事業者が第三者の知的財産権を侵害している恐れがあると判断した場合は、当該参加事業者に係るあらゆる情報等を、事前の通知なく、当機構の独自の判断で削除できるものとします。
5. 上記1各号の内容は、本規約改正により適宜追加修正される場合があるものとし、参加事業者は、本事業への参加にあたり、常に公式サイトに掲載される最新の内容を確認する義務を負うものとします。

免責事項

1. 参加事業者は、申込内容、提供する商品・素材・情報の正確性、適法性及び第三者の権利を侵害していないことについて、自らの責任において確認し、保証するものとします。
2. 当機構及び本事業の運営事務局は、本事業の円滑な実施に努めますが、天災地変、通信障害、システム障害、対象国・地域における社会情勢・法制度・規制の変更その他当機構又は本事業の運営事務局の責めに帰することができない事由により、参加事業者に損害が生じた場合、当機構及び本事業の運営事務局に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
3. リアル検証において展示会出展、商談マッチング等が実施される場合、当該取引・商談の成立、条件交渉、履行、代金決済、商品提供、輸出入手続その他の取引上の事項については、参加事業者の責任において対応するものとし、当機構及び本事業の運営事務局は、当該取引・商談に関して責任を負わないものとします。

個人情報の取扱い

1. 当機構及び本事業の運営事務局は、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に基づき、本事業の申込、選考、実施、連絡、成果確認及び事後フォローに必要な範囲で、参加事業者から取得した個人情報を適切に管理し、以下の目的に使用します。
 - (1) 本事業への申込受付、応募要件の確認、参加企業の選考及び選考結果の連絡
 - (2) 本事業に関する説明会、クリエイティブ制作、制作物の検証（WEB）、リアル検証、個社別フィードバック、アンケートその他本事業の運営・管理に必要な連

絡及び調整

- (3) 参加事業者から提供された企業情報、担当者情報、商材情報、クリエイティブ制作に必要な素材及び本事業の実施過程で取得した情報を、本事業の円滑な実施、成果物の作成、検証結果の整理・分析及び報告書作成のために利用すること
 - (4) 本事業の成果確認、参加事業者へのフォローアップ、当機構が実施する海外展開支援施策のご案内・ご紹介及び各種施策との連携、並びに今後の事業改善のために利用すること。
2. 当機構及び本事業の運営事務局は、前項の利用目的の達成に必要な範囲で、当機構の関係部署、地域本部、本事業の受託事業者、再委託先、審査委員、クリエイティブ制作・撮影・翻訳・調査・制作物の検証（WEB）・リアル検証等に関与する事業者又は専門家に対し、参加事業者の情報を提供又は共有する場合があります。
- (1) 提供又は共有する目的
本事業の募集・受付、選考、説明会の実施、クリエイティブ制作、素材確認、撮影・取材、翻訳、制作物の検証（WEB）、リアル検証、個社別フィードバック、アンケート、成果確認、報告書作成及び事後フォローを行うため
 - (2) 提供又は共有する情報
企業情報、担当者情報、連絡先、商材情報、対象国・地域、希望するトーン＆マナー、輸出時に適用される関連法令・規制への対応状況又は対応準備の状況、クリエイティブ制作に必要な素材、制作物の検証（WEB）及びリアル検証の実施・分析に必要な情報並びにアンケート回答内容
 - (3) 参加事業者は、当機構が本事業の成果普及及び今後の海外展開支援施策への活用を目的として、本事業におけるリアル検証等の取組のうち好事例（10 事例程度）を公表する場合があることに同意するものとします。なお、公表内容については、事前に対象となる参加事業者へ確認を行い、機密情報及び営業上の秘密に十分配慮した上で実施します。

なお、提供又は共有する情報は、本事業の実施に必要な範囲に限るものとします。

当機構及び本事業の運営事務局は、法令に基づく場合又は参加事業者の同意がある場合を除き、上記の利用目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は第三者に提供しないものとします。

当機構及び本事業の運営事務局は、取得した個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

参加事業者は、本事業への申込又は参加にあたり、担当者、役員、従業員その他関係者の個人情報を当機構又は本事業の運営事務局に提供する場合、当該関係者に対し、本規約に定める個人情報の取扱いについて必要な説明を行い、適切に取得した情報を提供するものとします。

反社会的勢力の排除

当機構は、「反社会的勢力に対する基本方針」(<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>)にもとづき、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等（以下、「反社会的勢力」といいます。）との関係を遮断しており、「反社会的勢力」及び反社会的勢力の構成員又はその関係者（以下、「反社構成員等」といいます。）による本事業への参加をお断りしています。このため、参加事業者は、反社会的勢力及び反社構成員等ではないことを表明し、保証したうえで本事業に参加するものとします。

1. 参加事業者が反社会的勢力又は反社構成員等であると当機構が判断した場合、当機構自身の裁量において、事前の通知なく、本事業への参加の拒絶、公式サイトの利用の禁止、当事業への参加の取り消しを含めたしかるべき処置をとります。これにより、参加事業者に不利益又は損害が生じたとしても、当機構及び本事業の運営事務局は一切責任を負いません。

権利義務譲渡禁止

参加事業者は、当機構の事前の書面による同意なしに、本規約より生じる権利義務を第三者に譲渡し、第三者の為にこの上に担保等の権利の設定をしてはならないものとします。

商品情報の利用

1. 参加事業者は、当機構及び本事業の運営事務局に対し、本事業の実施に必要な範囲で、参加事業者が提供する商品名、商品画像、商品説明、企業名、ロゴ、商標、パッケージ画像、商品に関する資料、その他クリエイティブ制作、制作物の検証（WEB）、リアル検証、個社別フィードバック、成果確認、報告書作成、事後フォロー及び本事業の広報・事例紹介に必要な情報又は素材（以下「商品情報等」といいます。）を利用することを、無償で許諾するものとします。
2. 当機構及び本事業の運営事務局は、前項の利用目的の達成に必要な範囲で、商品情報等について、複製、掲載、表示、編集、加工、翻訳、要約、形式変更その他必要な利用を行うことができるものとします。この場合において、参加事業者は、当機構、本事業の運営事務局及び当機構又は本事業の運営事務局が指定する第三者に対し、商品情報等に関する著作権人格権その他これに類する権利を行使しないものとします。
3. 参加事業者は、商品情報等について、第三者の著作権、商標権、意匠権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害していないこと及び本事業において利用するために必要な権利処理を行っていることを保証するものとします。
4. 当機構及び本事業の運営事務局は、商品情報等について、その正確性、完全性、有用性、適法性又は第三者の権利を侵害していないことを保証するものではありません。

機密の保持

1. 参加事業者は、本事業への申込、選考、実施その他本事業に関連して、当機構、本事業の運営事務局又は本事業の関係者から機密である旨示されて開示される情報、本事業の実施過程で知り得た情報、及び、本事業の関係者が保持する個人情報（以下、「機密情報」といいます。）を、すべて機密として保持し、本事業の目的以外には一切使用せず、第三者に一切開示、漏えいしないものとします。
2. 上記 1 の規定に関わらず、以下のいずれかに該当することを参加事業者が証明したもののについては、機密情報から除かれるものとします。
 - (1) 既に公知、公用の情報
 - (2) 機密情報の開示後に、参加事業者の責によらず公知、公用となった情報
 - (3) 開示を受けた時点で、既に知得していた情報
 - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに適法に入手した情報
 - (5) 開示者が、第三者に開示することを文書により承諾した情報
 - (6) 法令又は確定判決等により開示を義務付けられた情報
 - ① 参加事業者が、機密情報を利用するにあたっては、開示目的を達成するに最小限必要な者に限定して開示するものとします。この場合、参加事業者は機密情報を開示した者が機密情報を漏えいもしくは開示目的以外に利用しないよう、監督その他の必要な措置を講ずる義務を負います。
 - ② 参加事業者は、機密情報を極秘にして扱い、合理的な安全管理体制及び漏えい防止手段を講じる義務を負うものとします。
 - ③ 参加事業者は、リアル検証等において、海外百貨店、展示会関係者、販売協力先、調査協力者その他本事業の実施に必要な第三者に対し、商品情報、取引条件、営業上の情報等が、本事業の実施に必要な範囲で共有又は提示される場合があることをあらかじめ了承するものとします。

知的財産権の帰属等

1. 本事業において制作される動画、画像、写真、デザイン、文章、翻訳その他一切のクリエイティブ（以下「制作物」という。）に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他一切の知的財産権は、当機構又は当機構が指定する者（参加事業者）に帰属するものとします。
2. 参加事業者が制作物に使用するために提供した写真、ロゴ、商品画像、映像、文章その他の素材に係る権利は、当該参加事業者又は正当な権利者に留保されます。ただし、参加事業者は、当機構及び本事業の運営事務局に対し、本事業の実施及び成果の公表に必要な範囲で当該素材を利用することを許諾するものとします。
3. 当機構及び本事業の運営事務局は、制作物について、本事業の実施、成果の公表、広報及び今後の海外展開支援施策等において、必要な範囲で利用、複製、編集、公衆送信そ

の他必要な利用を行うことができるものとします。

4. 参加事業者は、当機構又は本事業の運営事務局の事前の承諾なく、制作物の全部又は一部を編集、改変、加工又は第三者へ提供してはならないものとします。ただし、当機構が別途承諾した場合はこの限りではありません。
5. 参加事業者は、制作物について著作権人格権を行使しないものとし、また、提供する素材が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものとします。

本規約の効力

1. 本規約は、令和8年8月7日から効力を生じるものとします。改正後の本規約は、当機構のウェブサイトへの掲示、電子メールによる通知、応募要項への掲載その他当機構が適当と認める方法により周知した時点から効力を生じるものとします。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の他の条項及び当該条項の残部は、引き続き効力を有するものとします。
3. 本規約に基づき既に発生した権利義務及びその性質上本事業への参加終了後も存続すべき条項は、本事業への参加終了後も引き続き効力を有するものとします。

準拠法

1. 本規約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

専属管轄

1. 本規約又は本事業に起因し、又は関連して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(制定) 令和8年8月7日